

オーストラリア会計制度と付加価値計算書

金 井 正

I はじめに

付加価値計算書は、イギリスだけにとどまらず、ヨーロッパ諸国、アメリカ、そして、オーストラリアでも開示されてきた。1982年の5月号の *The Australian Accountant* 誌上の論文¹⁾によれば、David Syme & Co. Ltd., Humes Ltd., Monier Ltd.などの18社がアニュアル・レポートにおいて付加価値計算書を提示している、と指摘している。

オーストラリアでは、会社法²⁾の附則である会社法規則³⁾に付加価値計算書の表明の規定を設けることが良いのではないかと、この提案が全豪会社証券委員会 (National Companies Securities Commission, 略称NCSC) から出され、1982年4月に各界に意見が求められた⁴⁾。しかし、結果として、付加価値計算書の表明は現行の会社法規則には盛り込まれていない。

本稿では、まず、オーストラリアの会計制度を辿る中で、NCSCの役割を明らかにして、次に、NCSCの提案した付加価値計算書の表明についての提案とそれに対する意見を紹介し、最後に、オーストラリアにおける付加価値計算書の表明の今後を展望することにする。

II オーストラリア会計制度

付加価値計算書の表明を提案した全豪会社証券委員会 (NCSC) は、各州と連邦政府が会社と証券についての統一的法律を作成するために、設立された委員会である。このNCSCの付加価値計算書の表明の提案に言及する前に、オーストラリア会計制度について一瞥しておこう。

(1) 会社法統一化の動き⁵⁾

オーストラリアでは、1960年代の統一会社法 (Uniform Companies Act) の導入まで、各州がそれぞれの会社法を形成していた。1950年代後半に、6つの州とオーストラリア首都特別地域 (Australian Capital Territory, 略称ACT) の法務長官が統一的法律を作成することに同意して、1961から62年にかけて統一会社法と呼ばれるものを制定したのであった。しかし、この統一会社法は、各州がそれぞれに各管轄区域において制定されていた法律を統一化したものであるから、いくつかの条項において用語が各州で異なっていたので、さらに体系的な会社法が必要とされた。

多様な州の諸要求を受入れることのできる、さらに洗練された統一化を推進するために、

ニュー・サウス・ウェールズ州、ヴィクトリア州、クィーンズランド州の各州が、1974年に、州際企業行政委員会（Interstate Corporate Affairs Commission）を発足させた（1975年には西オーストラリア州も参加）。が、しかし、その統一化の推進は、かなり面倒な事であることがわかった。そこで、会社と証券について全豪的な統制をするための共同計画（co-operative scheme）が、連邦政府から1976年7月に告知された。各州と連邦の法務長官は、1978年3月に、連邦政府の提案を受け入れた。そして、公式的には、1978年12月22日に共同計画の協定（agreement）が承認されたのであった。この協定によって、各州は、連邦の会社と証券の法律を、州法典として自動的に採用することになったのである。

連邦政府と6つの州との間の協定は、公式協定⁶⁾（Formal Agreement）として広く知られている。この協定によって設立されたのが、会社と証券のための閣僚理事会（Ministerial Council for Companies and Securities）であり、全豪会社証券委員会（NCSC）の2つの機関である。さらに、会社と証券の統一した法律作成の共同計画の下に、その後、オーストラリアの会計基準審議会（Accounting Standards Review Board, 略称ASRB）が設立されたのである。

① 閣僚理事会

閣僚理事会は、公式協定の第7編（PART VII - ESTABLISHMENT OF MINISTERIAL COUNCIL）に拠って共同計画の目的のために設立された。その構成は、連邦法務長官および各州の法務長官（1986年7月1日より北部準州の法務長官を含む）からなっている。閣僚理事会は、法律（legislation）と規則（regulation）の内容を、連邦議会へ提出する前に、検討し決定する。

② 全豪会社証券委員会（NCSC）

NCSCは、1979年12月4日に連邦議会で議決され、1980年2月1日に布告されて、設立された委員会である。NCSCは、共同計画の主要な行政機関（administrative agency）であり、各州の企業行政委員会（Corporative Affairs Commission, 略称CAC）をつうじて、立法の職務を遂行する責任を持つ⁷⁾。NCSCは、新しい法律あるいは既存の法律の改正について、閣僚理事会に対して勧告をする権限をもっている⁸⁾。なお、法律の改正案の作成については、1983年に設立された会社証券改正委員会（Companies and Securities Law Reform Committee, 略称CSLRC）に委ねられており、閣僚理事会から権限が委譲されている。

③ 「1981年会社法」

1960年から1961年にかけて各州において制定された統一会社法（Uniform Companies Legislation）にかわるものとして、1981年6月18日に連邦議会によって、いわゆる「1981年会社法（Companies Act 1981）」が承認され、1982年7月1日より施行されることになった。

この「1981年会社法」は、オーストラリア首都特別地域（ACT）の条項であるが、1978年

の協定により、各州もこの法律を自動的に州法典として採用することになっている（北部準州は1986年7月1日より）。

④ A S R B

会計基準審議会（Accounting Standards Review Board）は、1983年に閣僚理事会によって設立された団体である。「1981年会社法」の第6編会計と監査（PART VI - ACCOUNTS AND AUDIT）における第266条（Section 266）で、「ここでの審議会とはA S R Bを意味している」と定義しているところから、A S R Bは法律によって設立されたものではないが会社法に属する審議会であると言える。

A S R Bは、会社と証券のための閣僚理事会の決議によって設立されたものであるから、閣僚理事会が望んでいる限り、恐らく存在するであろう⁹⁾。

(2) 会計規則

オーストラリアの企業の財務報告は、オーストラリア証券取引所連合（Australian Associated Stock Exchanges）によって公表されたルールにもまたしたがっている上場会社を含めて、制定法上の諸条件と会計職業人が提唱した諸基準によって、長い間規制されてきた¹⁰⁾。まず、会計職業人による会計基準設定過程についてみよう¹¹⁾。

① 会計職業人による会計基準

周知のように、オーストラリアには、二つの主要な会計団体—オーストラリア勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in Australia, 略称 I C A A）およびオーストラリア会計士会（Australian Society of Accountants, 略称 A S A）—がある。

オーストラリア勅許会計士協会は、1946年に「会計諸原則に関する勧告書（Recommendations on Accounting Principles）」を初めて出版した。その内容は、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in England and Wales）による同類のタイトルの事実上のコピーであった。このタイトルは、1965年に、「会計諸原則に関するステートメント、および、会計実務に関する勧告書（Statements on Accounting Principles and Recommendations on Accounting Practice）」（後には、「会計実務に関するステートメント（Statements on Accounting Practice）」と略称された）と変えられた。1971年には、ステートメント K1 「協会の専門的ステートメントの調和（Conformity with Institute Technical Statements）」を出版し、報告実務をモニターすることによって、そのステートメントに従うように促進した。1972年に、オーストラリア勅許会計士協会（I C A A）は、オーストラリア会計士会（A S A）と共同して会計ルールを決定する計画において、最初は、I C A AのステートメントをA S Aが支持することによって、そして、後には合同してルールを作り出すことによって、A S Aと合体された。1973年には、A S Aの全てのメンバーがその会計ルールに従うように求められたのである。

他方、1965年5月には、ICAAとASAの二つの全国理事会は、会計と監査の諸原則の基礎的かつ応用的研究を行う組織づくりの企画を承認した。そして、1966年11月に、ICAAとASAの共同の資金提共によるオーストラリア会計研究調査財団（Australian Accounting Reserch Foundation, 略称AARF）が設立されたのである¹²⁾。

この研究調査財団は、現在、ルールの草案作成団体として運営されており、「会計基準」「公共セクターの会計基準」「監査基準」をそれぞれ扱う三つの審議会（公共セクターの審議会は1984年に設立）がある。ICAAとASAは、これらの審議会のメンバーすべてを任命している。提案される「基準」は公開に先だって、ICAAとASAの両方の理事会によって承認されなければならない。

オーストラリア会計研究調査財団（AARF）は、その後、1973年12月に最初のオーストラリア会計基準（Australian Accounting Standard, 略称ASA）を発行し、1987年現在では21の会計基準が発行されている。これらの会計基準は、会計職業人の実務書（A professional statement）であるAPS1「会計基準書の遵守（Conformity with Accounting Standards）」によって、ICAAとASAのすべてのメンバーが支持するように要請されている。しかし、法律では、これらの基準に従うことを要求してはいない。

ニュー・サウス・ウェールズ州の企業行政委員会（CAC）によれば、1978年から1982年に亘って8,699社の財務諸表を検討したところ、3,523社（41%）が会計基準に従っていないという調査結果を得たという。この結果に接して、会計職業人の基準は自動的に「制定法上の保証」を受けるべきであると、会計職業人により議論された。また、制定法上の保証が手に入れられるならば、その時に、AARFの構成員はAARFをさらに象徴的団体とするために拡大させるかもしれない、と示唆された。会計基準を「会計職業人が統制することを保護する」ために逆提案が企画されている、とASAの会長は、後で公然と説明した。この提案についての公開討論の結果がASRBの設立である、といわれている¹³⁾。

すなわち、会計職業人の立場から、会計職業人の調査研究による会計基準に法律的裏付けを得ることを暗に目的として、「1981年会社法」にかからわして、ASRBの設立が意図されたのである。もちろん、このような意図に反対する意見があった。もしも、会計職業人の提案が認められるならば、会計職業人の地位や利益は、彼等による報告や責任に対して何等の要件もなく、制定法上の保護が結果として与えられることになる、という意見であった。

1980年5月23日に閣僚理事会はASRBの役割と機能についてNCSCによって考察すべきである、と決議した。最初は、NCSCは、ASRBの役割と機能について、会計士団体によって形成された会計基準を審議すること、および、意見が合致した場合にはNCSCによって支持勧告を行なうこと、などが発表された（NCSC, Release 401）。後には、閣僚理事会の要求から先の見解を修正して、オーストラリア会計士団体以外の組織によって展開された会計基準を承認する可能性をもたせたのである（NCSC, Release 405）¹⁴⁾。

このようにみると、オーストラリアでは、NCS Cの役割は会計基準の開発の中で、大きいものがあるといえる。

つぎに、制定法上の会計規制として「1981年会社法」についてみることにしよう。

② 制定上の会計規制

「1981年会社法」では、アニュアル・レポートを報告することを義務付けており、会社法のなかで、財務諸表に含めるべき詳細事項について記述している。「1981年会社法」は、さらに、会計書類について「真実かつ公正なる概観」の定義は、法律ではなされておらず、会計基準に委ねられているのである。

実際に、会社法で、会社は、決算後5ヶ月以内に年次総会を開催しなければならない(Company Act, Section 240(1))、取締役は、その年次総会14日前までに、真実かつ公正なる概観を呈する損益計算書と貸借対照表を作成しなければならない(Company Act, Section 269(1)(2))と規定している。さらに、取締役は、会計書類の監査を受けなければならない(Company Act, Section 269(4))、会社は、年次総会14日前までに、総会通知書を受けとるべきすべての人々にすべての会計書類の写しを送付しなければならない(Company Act, Section 274(1))。ここにいう会計書類とは、損益計算書と貸借対照表、および、それらのステートメント・レポート・注記である(Company Act, Section 266(1))。

これらの会計書類は、規則として定められた要件にしたがって作成されなければならない、それらの規則として定められた要件にしたがって作成された会計書類が真実かつ公正になる概観を他の点で呈しない場合には、取締役は真実かつ公正なる概観を呈するよう情報や説明を加えなければならない(Company Act, Section 269(8))。この条文でいうところの「規則として定められた要件」は、会社法規則(Companies Regulation)のスケジュール7に列挙されている(Companies Regulation, Section 57(1))。

このスケジュール7は、損益計算書と貸借対照表の基本様式、損益計算書と貸借対照表の注記、会計書類に含まれるべきその他の注記、などについて規定している。

1983年には、会社法269条に(8A)が挿入され、取締役は認められた会計基準(approved accounting standard)に合致した会計書類を作成しなければならない、と規定された。この「認められた会計基準」とは、閣僚理事会によって設立されたASRBが認めた会計基準のことであり(Company Act, Section 266(1))、ASRBが官報で公表したものである(Company Act, Section 266B(1))。また、閣僚理事会はASRBによって認められた会計基準を却下することも認められている(Company Act, Section 266B(3))。

このように、制定法上の会計規則は、会社法およびその規則のスケジュール7、そして、「認められた会計基準」であるということができよう。

このスケジュール7の改正案についてNCS Cから関係諸団体に意見が求められたのである。その中の一部で、付加価値計算書の表明について触れていたのである。その内容は短いも

のではあるが、上述した会計制度からすれば、オーストラリアの付加価値計算書の現状を検討するには重要な資料であると思われる。

Ⅲ 付加価値計算書の表明の提案と意見

(1) 提案

全豪証券委員会（NCSC）は、「会社法典の財務報告書の要件」（NCSC, *Financial Reporting Requirements of the Companies Act and Codes*, Australian Government Publishing Service, 1983）という標題のグリーン・ペーパーと呼ばれている報告書の中で、付加価値計算書の表明を会社に義務付けるかどうかを、より一層の考察を要する変更のうちの一つとして取り上げた。

このグリーン・ペーパーでいう付加価値は、「…簡単に言えば、売上高（または、総収益）から購入した原材料およびサービス総額を差し引いたもの」（*ibid.*, p.84）と定義し、その値は、減価償却や税金をどのように取り扱うかによって異なってくる、としている。

そして、付加価値計算書を表明するメリットとして、「…特に、従業員、一般社会、そして、『不熟練（unskilled）』投資家に対して、その組織の業績を報告する際に、伝統的な損益計算書よりも、はるかに効果的である、という見解がある。この種の情報の提供は、組織の業績に関心を持つ幅広い種々のユーザー・グループへの情報目的とも矛盾しないであろう」とするオーストラリア経営者協会（Australian Institute of Management）の1981年の「アニュアル・レポート賞」の審査員の報告を引用している（*ibid.*）。

このオーストラリア経営者協会による付加価値計算書の支持表明は、付加価値計算書が取り分け従業員、一般社会、「不熟練」投資家すなわち一般投資家などの、言わば、財務諸表についての知識の乏しい人々にとって損益計算書よりも有効であるとしているのである。つまり、付加価値計算書は、財務アナリストなどの専門家に対してよりも、一般の人々に対して積極的に開示することを目的としていえるのであろう。オーストラリアの上場会社の多くが、付加価値計算書を表明しているのも一般投資家のためである、とグリーン・ペーパーで指摘している（*ibid.*, p.85）。

周知のように、1975年に、イギリスの会計基準（運営）委員会（Accounting Standards (Steering) Committee, 略称ASSC）が公表したコーポレート・レポートでは、付加価値計算書を開示すべきであるとする理由として、つぎのように述べていた。

「資本・経営者・従業員による集団的努力を企業全体から洞察する最も簡単で早い方法は、付加価値（すなわち、売上高マイナス購入原材料・サービス）計算書を提示することである。付加価値は、報告する企業が、それ自身とその従業員の努力によって創造することができた富（WEALTH）である。付加価値計算書は、付加価値がその創造に貢献した人々にいかに支

扱われたかを示す。それは、損益計算書を有効に練ることによって得られるし、早晚、業績を記述するより望ましい方法と認められるようになるであろう。…利益（PROFIT）は、いかなる市場経済でも本質的な部分であるし、故に、それらの積極的かつ創造的な機能は、明白に認識されるべきである、ということをお我々は認めている。しかし、利益は付加価値の一部にすぎない。付加価値から、資金・配当・利子・税金・新しい投資の資金、が得られなければならない。それらの相互依存関係は、付加価値計算書によって明らかにされる。¹⁵⁾」

全豪会社証券委員会（NCSC）のグリーン・ペーパーでは、このコーポレート・レポートから、付加価値計算書は資本・経営者・従業員による集団の努力を示すことができること、および、付加価値計算書は損益計算書を加工することによって得られること、の二点の部分を引用している（*ibid.*）。

さらに、付加価値計算書の表明によって得られる利点として、財務分析に役立つ諸比率（たとえば、売上／付加価値、年間投資／付加価値、付加価値／給料支払総額、など）がそこから引き出せることを述べている（*ibid.*）。これらの比率によって会社の健康診断や予測ができるというわけである。

そして、NCSCのグリーン・ペーパーは、付加価値計算書が「社会報告(social reporting)」の側面から学んでいることを認めているものの、財務分析以外の付加価値計算書の利点には目を向けていない。それは、社会報告に関連した要求を導入すれば、法律上、根本的変更を余儀無くさせることになる可能性があるからである。そのために、グリーン・ペーパーでは、付加価値計算書を財務分析に利用することに限定している。

他方、小さな会社では、主要株主は、労働と資本の両方を提供するであろうし、自らの報酬を幾らかにするかということに影響を持っていることから、付加価値計算書の表明は必要ないとしている（*ibid.*）。グリーン・ペーパーで付加価値計算書の表明を提案しているのは、上場会社などの大企業についてである。

全豪会社証券委員会（NCSC）は、付加価値計算書の表明について上記の提案をしたのである。

(2) 意見

付加価値計算書の表明の提案に関して、いくつかの意見がNCSCに寄せられた。そのいくつかを要約して示すことにする¹⁶⁾。

<A> 或るグループ（Group of 100と呼んでいる）は、つぎの理由から、付加価値計算書の表明が一般社会や不熟練の投資家に企業の業績を報告する際に効果的であろう、とする提案に反対し、付加価値に関しての表明要求をスケジュール7に取り入れるべきでないとしている。その理由は多くの比率を計算する財務アナリストにとっては関心があるであろうが、その付加価値を使った比率の解釈は、伝統的財務諸表から計算された比率の解釈よりも、さらに難

しいから、一般の人々にとっては利用しきれないであろう、ということである。そのうえ、会社間では、減価償却や税金の処理が異なっていたりするので、付加価値指標に違いが生ずる、というのである。

〈B〉 或る意見では、この時期に、付加価値計算書を表明することを会社に要求するのは適切でない、としている。NCSCがいうように、付加価値計算書は社会報告の側面もあり、企業組織の業績を報告する際に効果的なものであり、財務報告の要求の問題として考慮に値するものであるに違いない。が、しかし、付加価値計算書を導入したとしても、会社の公表する財務諸表に盛られた情報をさらに理解し易くすることに必ずしも役立つものではない、と主張する。同じ企業実体について異なる情報を提供するのであるから、財務報告の読者に不明確さ、あるいは不明瞭さを抱かせることになるであろう、というのである。上場企業などが、自らの成果の解釈に役立つと思う付加価値計算書を提供するように促進することは適切であるが、この促進をスケジュール7で取り決めることには賛成していない。投資家集団の中で付加価値計算書を理解する経験を積み重ねれば、その報告要求を導入すべきかどうかの議論が高まっていくであろう、ということなのである。

〈C〉 他の意見では、付加価値の測定問題に触れている。付加価値計算書は損益計算書の会計情報の再整理の作業をとまなうので、付加価値そのものが、歴史的原価主義にもとづいて算定される利益にあてはまる短所から影響を受ける。また、付加価値計算書の作成の際には、減価償却を相殺すべきではないが、オーストラリアの現在の会計実務では粗付加価値が採用されている。付加価値計算書の作成のためにガイドラインが、会計職業人によって収集されていることは重大であるとし、このグループでは、付加価値計算書の作成に関する認められた会計基準を作成することを条件として、上場会社などに純付加価値を採用する付加価値計算書を作成するように勧告している。

〈D〉 オーストラリア商業銀行協会 (Australian Merchant Bankers Association) は、付加価値計算書は単純で容易に理解される情報手段として有益であるが、会計から得られた情報を単に言い直したものにすぎないとして、付加価値計算書に、積極的に期待をよせていない。こうした観点から、付加価値計算書の表明要求をスケジュール7で規定して、各企業に強制するよりもむしろ、その表明は各企業の自主的判断に任せるべきであると結論している。また、「付加価値」そのものの用語についても、製造企業以外の会社に適切であるかどうかの疑問を呈している。

以上のごとく、NCSCの提案にたいして、各界からの意見が寄せられたのである。

これらのNCSCの提案とそれに対する意見に関連して、若干の私見を述べておこう。

付加価値は、個別企業がどれだけ社会に対して価値物を産出したのかということと同時に、その価値物の分配状況を示す指標となっている。社会的にみれば、付加価値は、新たに国民経

済に対して創出した価値であって、国民経済の再生産にとって不可欠なものであり、また分配の原資となるものであるから、その指標は、社会と個別企業を結ぶ連結環である。このような点から付加価値をとらえれば、その付加価値計算書は、社会関連情報の一つである。ところが、ここでの議論は、伝統的な計算の枠組みで付加価値計算書を作成する提案であったから、社会的観点を重視するものにはならなかったのではなかろうかとおもわれる。

大胆に推量すれば、ここでは、財務諸表作成者の立場から付加価値計算書が取り上げられたのであり、「付加価値計算書は、付加価値がその創造に貢献した人々にいかに支払われたかを示す。…」とか「付加価値計算書は資本・経営者・従業員による集団の努力を示すことができる…」という点も企業家の立場から考察されているにすぎないのであろう。付加価値計算書の表明・開示の要求は、オーストラリアにおいて、一般投資家や従業員などの間から積極的ななされているとはおもわれぬ。また、すでに見たごとく、専門職である財務アナリストでさえ積極的に要求しているわけではない。イギリスなどの海外の影響を受けて、付加価値計算書の表明を全豪会社証券委員会（NCSC）が取り上げたものの、利害関係者集団の総意とはならなかった、というのが現状であろう。

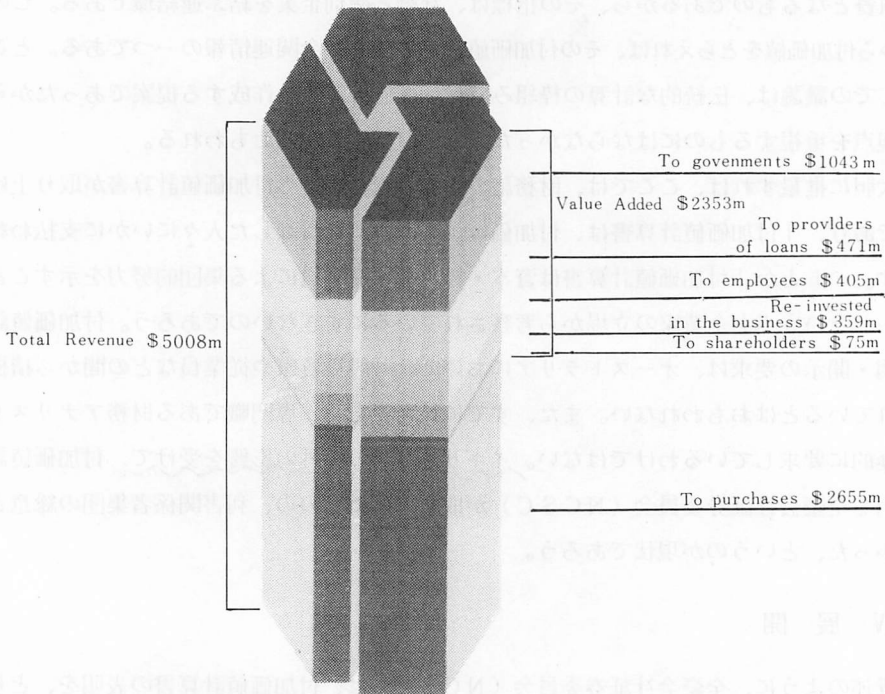
IV 展開

既述のように、全豪会社証券委員会（NCSC）は、付加価値計算書の表明を、とりわけ、従業員、一般大衆、一般投資家、のために提案していた。それに対して、付加価値を使った比率計算に関連していえば、専門家である財務アナリストならまだしも、一般の人々にはその利用な困難であろう、というものであった。たしかに、従業員や一般の人々も企業の社会的貢献の度合いに興味を持つであろうが、財務分析や付加価値について知識の乏しい人々には、富の創出と配分について詳細に報告されても、その解釈に限界がみられるかもしれない。もしも、付加価値計算書の表明を、一般の人々に対して容易に現解できるように示すことを目的とするならば、オーストラリアのビール会社としても著名なBOND CORPORATION LIMITEDの1988年のマニュアル・レポートで表明されている付加価値計算書は、最適な例であろう（図参照）。

しかし、さらに問題なのは、付加価値が減価償却などの処理の相違によって異なり、比較可能性を妨げることであり、また、付加価値計算書が、損益計算書を単に再整理することによって得られるとすることである。

まずは、減価償却などの取り扱い方法を含めた付加価値計算書の作成の統一の会計基準が必要とされるであろう。会社法においては、認められた会計基準を会計基準審議会（ASRB）が公表するよう規定している。また、ASRBは、会計職業人、NCSC、その他の諸団体による会計基準を審議することになっているのであるから、付加価値計算書の表明について、ここで大いに議論されるべきである。その結果、付加価値計算書の表明の要求が、一般投資家・

VALUE ADDED STATEMENT



The value added statement is concerned with illustrating the economic performance of the Group taken as a whole, in contrast with the profit and loss account which is concerned with the portion of value added attributable to shareholders

従業員などの利害者集団に喚起されることが期待されるのである。

その場合、付加価値計算書の第一の機能が、富の創出と配分に関する報告であるとするならば、その測定が問題となるであろう。付加価値計算書が、「伝統的な損益計算書の表面上の整理以上にものでもないとするならば、一般的信頼は決して確立されないであろう¹⁷⁾」という警告にも目を向けなければならない。たとえば、従業員の関心事が生活水準の変化であるとするなら、現在購買力の表示が要求されるであろう。インフレーションや技術革新の調整を考慮にいれなければ、富としての付加価値の算出に有益でないかもしれない。しかし、その調整の同意を得るための議論は、なかなか困難なことでもあろう。

今後の課題として、旧くて新しい問題ではあるが、個別企業の計算構造に新たに国民経済に対して創出した価値としての付加価値計算を社会関連情報の一つとしていかに取り組んでいけば良いのか、ということがあげられるであろう。

注

- 1) G. J. Harris, 'Value Added Statement,' *The Australian Accountant*, May 1982. pp. 261-264. 他に、AFL Holdings Ltd., Aldus Ltd., Australian Pulp and paper Mills Ltd., Brick and Pipe Industries Ltd., Bonds Coats Patons Ltd., Bougainville Ltd., Cadbury Schweppes Australia Ltd., CRA Ltd., Farley and Lewers Ltd., George Weston Foods Ltd., ICI Australia Ltd., Jhon Fairfax Ltd., The Myer Emporium Ltd., Trans port Development Ltd., Webster Ltd., があげられている。
筆者(金井)は、Center for International Financial Analysis and Reserch (USA), *International Annual Reports Collection, 1988.* によって、1987年のアニュアル・レポートで、Bond Corporation Holdings Limited., David Syme & Co. Ltd., Humes Ltd., Monier Ltd., CAR Ltd., の各社が付加価値計算書を表明しているが、上記の下線の二社は表明していないことを確認した。
- 2) オーストラリア首都特別地域(Australian Capital Territory, 略称ACT)では、“Companies Act 1981”、その他の州では、“Companies (州名) Code”、たとえば、ニュー・サウス・ウェールズ州では、“Companies (New South Wales) Code”と呼んでいる。
- 3) ACTでは、“Companies Regulation”、その他の州では“Companies (州名) Regulation”、たとえば、ヴィクトリア州では“Companies (Victoria) Regulation”と呼んでいる。
- 4) National Companies and Securities Commission, *Financial Reporting Requirements of the Companies Act and Codes*, Australian Government Publishing Service, 1981. この報告書は、NCSCが会社法規則のスケジュール7 (Schedule 7) について討議したものである。その内容は多岐に渡っている。(1)スケジュール7の修正案に取り入れる変更案、(2)一層の考察を要する変更案、の二つに大別して示しており、付加価値計算書の表明要求については後者の(2)の部で取り上げられている。意見を求めた各界とは、Australian Accounting Reserch Foundation, Australian Society of Accountants, The Institute of Chartered Accountants in Australia, Australian Associated Stock Exchanges, Australian Institute of Management (Victoria), Australian Shareholders' Association, The Institute of Chartered Secretaries and Administrators, The Law Society of Western Australia, Life Insurance Federation of Australia, Australian Merchant Bankers Association, Groupe of 100 (Southern Division) の諸団体、G. J. Coles & Coy. Limited, MAI Limited Ord Minnett の諸会社、Coopers & Lybrand, Ernst & Whinney, Hungerford Hancock & Offner, Price Waterhouse の会計士諸事務所、そして、6人の大学人である (*ibid.*, p. 163)。
- 5) C. C. H., *Law of Companies in Australia* (2nd Edition), December 1986, pp.12-19参照。
- 6) C. C. H., *Australian National Companies and Securities Legislation* Volume 2, January 1989, pp. 84,601-84,684.
- 7) R.G.Walker, 'Australia's ASRB. A Case Study of Political Activity and Regulatory "Capture",' *Accounting and Business Research* Vol. 17, No.67, pp.267-286, 1987.
- 8) C. C. H., *op. cit.*, p.84,064, National Companies and Securities Commission Act 1979, PART II - ESTABLISHMENT, FUNCTIONS AND POWERS OF COMMISSION, SECTION 6 (3).
- 9) R. G. Walker, *op. cit.*, p.270.
- 10) *ibid.*, p.269.

- 11) 会計職業人による会計基準設定の記述は、上記の Walker 教授の論文、および、Stephen A. Zeff, *Forging Accounting Principles in Australia*, Australian Society of Accountants, 1973によっている。
- 12) *ibid.*, p. 43-45.
- 13) R. G. Walker, *op. cit.*, p.270.
- 14) *ibid.*, p.271.
- 15) Accounting Standards Steering Committee, *The Corporate Report* (London ; ASSC, 1975) p. 49.
- 16) 付加価値計算書の表明の提案に対する各界からのコメントは、NCSCのコンサルタントであったニューサウスウェールズ大学のWalker教授の所有する資料に負っている。
- 17) Rutherford BA, 'Value Added as a Focus of Attention for Financial Reporting : Some Conceptual Problems', *Accounting and Business Research*, Summer 1977, p.220.